

内令兵第十號

明治四十四年内令兵第十九號但書ヲ削除ス

明治四十五年五月十八日

海軍大臣 男 霞 齋 藤 實

(參照) 内令兵第十九號ハ十四吋砲ヲ兵器ニ採用ス

但シ當分ノ内之ヲ四三式十二吋砲ト呼稱スヘシ